

毎週火、金曜日発行(但休日と当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県行政組織規程の一部改正
- ◇訓令 昭和二十八年五月鳥取県訓令第10号(甲類附属機関及び地方機関の長に対する委任事項)の一部改正
- ◇人委規則 給料表の適用範囲に関する規則の一部改正
- 職務の等級に分類される職に関する規則の一部改正

規則

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十三年七月三日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県規則第二十一号

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規程(昭和二十八年四月鳥取県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項ニ厚生労働部中「失業対策係」の下に「職業訓練係」を加え、同条同項三經濟部中「中海干拓調査局一庶務係、調査第一係、調査第二係」を「中海干拓調査局一庶務係、企画調査係」に改め、同条第三項中「西部分室を置く。」を「西部分室を、水産課に境港分室を、中海干拓調査局に米子分室を置く。」に改める。

第九条職業安定課第八号中「公共職業補導所」を「職業訓練所」に改め、同条同課中第三号を第四号とし、以下順次一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 職業訓練法の施行に関すること

第十二条林務課中第四号を第五号とし、以下順次一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 県営苗畑に関すること

第二十一条第二項中「鳥取県立公共職業補導所」を「鳥取県職業訓練所」に改める。
第二十九条第三項中「庶務係、」の下に「監理係、」を加える。
第四十四条を次のように改める。
(鳥取県職業訓練所)

第四十四条 鳥取県職業訓練所は、定められた訓練職種について技術習得の上、将来就業しようとする者に対して必要な基礎的技能に關する職業訓練を行い、職業の安定を図るとともに、経済の發展に寄与するための機関とする。

2 鳥取県職業訓練所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
鳥取県鳥取職業訓練所	鳥取市
米子職業訓練所	米子市
倉吉職業訓練所	倉吉市

3 鳥取県職業訓練所に、庶務係及び訓練係を置く。

第七十条中「措置係、判定指導係及び一時保護係」を「庶務係、措置係及び判定指導係」に改め、同条但書中「措置係及び一時保護係」を「庶務係及び措置係」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

鳥取県訓令第三号

本庁内部部局の長
甲類 附属機関の長
地方 機関の長

昭和二十八年五月鳥取県訓令第十号(甲類附属機関及び地方機関の長に対する委任事項)の一部を次のように改正する。

昭和三十三年七月三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

第一号中「分場長、支所長、係長、主任等」を「課長、係長、主任及び分場長等」に改める。
第三号中「超過勤務」を「時間外勤務」に改める。
第四号中「職員」の職務に専念する義務の特例に關する規則(昭和二十七年三月鳥取県人事委員会規則第二号)を「職務に専念する義務の特例に關する規則(昭和三十一年十二月鳥取県人事委員会規則第二十号)」に改める。

別表を次のように改める。

機 関 名	職 名
美保涉外労務管理事務所	係長
自治研修所	次長
東京事務所	次長、部長、行政連絡員、商務員
県税事務所	課長、係長
福祉事務所	係長
身体障害者更生指導所	係長

中央児童相談所	係長
奨徳学校	係長、主任
皆成学園	係長、主任
積善学園	係長、主任
保育専門学院	係長、主任
保健所	課長
中央病院	副院長、事務長、医長、室長、薬剤長、総婦長、係長、婦長
高等看護学院	教務主任
衛生研究所	係長、主任
職業訓練所	係長
農業協同組合講習所	次長
農業試験場	係長、科長、室長、分場長
経営伝習農場	係長
種畜場	係長、附設機関(米子ふ卵場を除く。)の長
蚕業試験場	係長、主任
繭検定所	係長

大阪事務所	次長、部長、商務員
工業試験場	係長、主任、分場長
山林事務所	係長
林業試験場	係長、主任
水産試験場	係長、主任、分場長
耕地事務所	係長、附設機関の長
土木出張所	課長

附 則

この訓令は、昭和三十三年七月三日から施行する。

人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十三年七月三日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 藏

鳥取県人事委員会規則第十三号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(昭和三十三年鳥取県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。
第三条第二号中「室長」の下に「特別研究員」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職務の等級に分類される職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十三年七月三日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 藏

鳥取県人事委員会規則第十四号

職務の等級に分類される職に関する規則の一部を改正する規則

職務の等級に分類される職に関する規則(昭和三十三年鳥取県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一行政職等級区分表中

係長
分室主任
車庫長
守衛長

係長
分室主任
車庫長
船守衛長

養老院	院長	院	長
身体障害者更生指導所	所長	所	長
児童相談所	中央児童相談所長	米子、倉吉児童相談所長	所長

養老院	院長	院	長
身体障害者更生指導所	所長	所	長
児童相談所	中央児童相談所長	米子、倉吉児童相談所長	中央児童相談所係長

積善学園	園長	院	長
保育専門学	院	長	

積善学園	園長	係長	主任
皆成学園	係長	係長	主任
奨徳学校	係長	係長	主任
保育専門学	院	長	

主事補、技術補及び他の等級に属さない職務をもつてあて

に

を

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

公共職業補導所

所長

補導係長

職業訓練所

所長

係長

農業協同組合講習所

次長

経営伝習農場

場長

経営伝習農場

場長係長

計量検定所

所長

計量検定所

所長

地方労働委員

局長

課長

地方労働委員

局長

課長

別表第五研究職等級区分表中

農業試験場

場

長

分場長

室科

長長

農業試験場

場

長

分場長

室科特別研究員長長

に改める。

に、

に、

に、

に、

を

を

を

を

を

を